



世帯と人口

27.4.1 現在

世帯数 57,649 (301増) 男 58,299 (63増)

人口 117,671 (199増) 女 59,372 (136増)

※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。()内は前月比

主な内容

◆お知らせ

新産業振興プラン策定委員会委員募集、平成27年度予算のあらまし、4月から65歳以上の方の介護保険料額が変更 ほか …2~4・6~9面

◆福祉のひろば

中等度難聴児の補聴器購入費の一部助成、東京都シルバーパスを発行していただきます ほか…4・5面

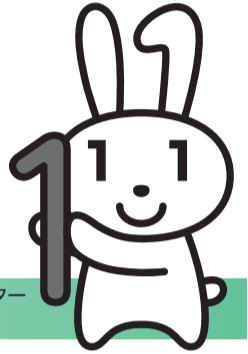
◆健康ガイド

20代からの理想のカラダづくり講座、歯科講演会、平成27年度定期予防接種事業 ほか …5面

◆催し

植木・苗木の無料配布、春の交通安全運動市民の集い、成人学校、高齢者学級 ほか …11・12面

平成27年10月から皆さん一人一人に12けたのマイナンバー(個人番号)が通知されます



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成27年10月から、住民票に記載されている住所に個人番号の「通知カード」が送付されます。

平成28年1月から「個人番号カード」交付を開始しますが、交付には、「通知カード」が必要となりますので、大切に保管してください。

マイナンバーは、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど、法律で定められた事務に限って、利用されます。

また、民間事業者でも、社会保険・源泉徴収事務など、法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由無く提供すると、処罰されることがあります。

市や国などでは、マイナンバーに結びついた個人情報を守るため、さまざまな対策を講じます。

マイナンバー制度についての詳細は、マイナンバーのホームページ (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>) でご確認ください。コールセンター(☎0570-20-0178)にお問い合わせください。

※ 外国語対応(英語)=☎0570-20-0291

マイナンバー制度に係る市の取り組みについて

市では、この制度への対応にあたり、情報システムの安全性を確保し、市の個人情報の保護を図り不正利用や情報漏えいへの対策に万全を期するため住民基本台帳システムなど既存のシステムの改修、整備を中心に進めています。

【特定個人情報保護評価の実施・公表について】

「特定個人情報保護評価」は、マイナンバー制度における個人情報保護対策の一つとして、特定個人情報の漏えいなどを発生させるリスクを分析し、軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

市では、既存のシステムで特定個人情報を取り扱う事務について、評価書の作成を進めています。このたび、国の機関である特定個人情報保護委員会に評価書を提出し、4月16日から市ホームページで公表します。

【評価書閲覧について】

評価書は4月16日から、評価実施の担当課窓口および情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階)等で閲覧できるほか、マイナンバー保護評価Web (<http://www.ppc.go.jp/mynumber/>) で検索可能です。

問合せ先 企画政策課企画政策係(☎042-387-9800)

マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です

【行政の効率化】

行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

【国民の利便性の向上】

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

【公平・公正な社会の実現】

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

行財政改革市民会議から答申を受けました

第7期行財政改革市民会議は、平成25年4月に市長から諮問を受け、この2年間、第3次行財政改革大綱の推進等について審議を行い、3月27日に市長に答申を提出しました。

市では、答申を真摯に受け止め、行財政改革のさらなる推進に取り組みます。

答申内容は、企画政策課(市役所本庁舎2階)、市役所第二庁舎1階受付、情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階)、図書館本館、小金井 宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)、公民館各館、福祉会館、東小金井駅開設記念会館、婦人会館、保健センターでご覧いただけるほか、市ホームページでも公開しています。

問合せ先 企画政策課企画政策係(☎042-387-9826)



平成27年国勢調査員を募集しています

5年に1度行われる国勢調査が平成27年10月1日を基準日に行われます。

国勢調査は、日本に住んでいる全ての人を対象に行うもので、国の最も基本的な統計調査です。

市では、国勢調査を支援していただく調査員を募集しています。

任命期間 平成27年8月下旬~10月下旬(予定)

内容 ▷説明会への出席 ▷調査区要図(地図)、調査世帯一覧の作成 ▷インターネット回答の利用案内を配布 ▷調査票の個別配布・回収 ▷調査書類の提出

調査件数 1調査区40~70世帯程度。原則2調査区を担当していただきます。

報酬 7万円程度(2調査区担当の場合の予定額)

応募資格 ▷20歳以上の調査活動ができる健康

な方 ▷警察、選挙、税務事務に従事していない方 ▷暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方

申込書配布 総務課(市役所本庁舎1階)、市役所第二庁舎1階受付、公民館各館、東小金井駅開設記念会館、上之原会館、桜町上水会館、前原町西之台会館、婦人会館、図書館本館、総合体育館、栗山公園健康運動センター、福祉会館、保健センター、市立はげの森美術館で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

申込 5月29日までの午前9時~正午、午後1時~4時30分(土曜・日曜・祝日を除く)に、市指定の申込書に必要な事項を明記し、直接、総務課庶務係(☎042-383-1111内線2416)へ。

※ 簡単な面談を実施するため、申込書は、受験者本人が持参してください。(代理の方や郵送による提出はできません)

お知らせ

新産業振興プラン 策定委員会委員募集

市では、平成27年度に新産業振興プランの策定を行う予定です。

今後の産業振興施策のあり方を検討するため、学識経験者、商工業関係者等、公募による委員で構成する新産業振興プラン策定委員会を設置します。

このたび、公募による委員を募集します。

募集人員 3人（選考）

対象 市内在住・在勤・在学中で、平成27年4月15日現在18歳以上の方

委嘱期間 委嘱日（平成28年3月31日）（年6回程度）

応募方法 4月30日（消印有効）までに、直接、郵送またはファックスで、小論文（千字以内・課題Ⅱ「商工業振興による小金井市の魅力づくりについて」）・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、経済課へ。

選考方法 市役所内で設けた選考委員会で、小論文による審査・選考を行います。
問合先 経済課産業振興係（〒184-8504住所不要）

叙位

故 大久保 慎七 氏

住所 中町4丁目

受章年月日 平成27年2月1日

受章名 従五位

功績 昭和62年に第6代小金井市長に就任。以来、平成

市役所第二庁舎4階 ☎042-387-1983 FAX 042-388-2600

子ども・家庭・つながる

地域「のびゆく子どもプラン 小金井」（子ども・子育て支援事業計画）を策定しました

市では、子どもと子育て家庭に関する総合的な計画を策定しました。

閲覧場所等 子育て支援課（市役所第二庁舎3階）、情報公開コーナー（同6階）、図書館本館等でご覧いただけます。

問合先 子育て支援課子育て支援係（☎042-387-9836）

東センター（図書館東分室・公民館東分館）利用者懇談会

平成27年度から東センターの業務見直しを検討しています。利用者の皆さんの意見を伺うため、利用者懇談会を開催します。

とき 4月27日（月）図書館Ⅱ午後2時～3時、公民館Ⅱ午後3時～4時

ところ 公民館東分館集客室

11年までの間、3期12年の長きにわたり、都市整備基盤の整備、先駆的な環境施策の推進ならびに住民福祉の向上等に尽力され、地方自治の育成発展に多大な貢献をされました。

（平成27年2月1日死去・94歳）

申込方法 当日直接会場へ。
問合先 図書館本館（☎042-388-1138）、公民館本館（☎042-388-1184）

市の面積が11・33Kmから11・30Kmに修正されました

市の面積は、従来から国土交通省国土地理院が公表する「全国都道府県市区町村別面積調」の数値を使用しています。

市の面積は、11・33平方キロ（平成2年10月1日基準日）でしたが、このたび平成26年10月1日を基準日とする面積が公表され、国土地理院が新たな面積計測方法を採用したことにより、11・30平方キロに修正されました。

問合先 総務課庶務係（☎042-387-9805）

国民健康保険・後期高齢者医療保険人間ドック等費用の一部を補助します

30歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の方および後期高齢者医療被保険者の方の人間ドック等の受診費用を、一部補助しています。

補助金額 人間ドック（日帰りのみ）Ⅱ1万6千円
脳ドックⅡ2万円
▽簡易脳ドックⅡ1万円

利用方法 下表の検査機関に予約後、受診日の3日前までに国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証、印鑑を持参し、申請してください。

※ 予約時に、小金井市で国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していることを申し出て、受診費用の確認をしてください。

その他 ▽同一年度内に、人間ドックの補助と市が実施する健康診査（特定健康診査または後期高齢者医療健康診査）の両方を受けることはできません。▽人間ドックの結果は、市が実施する健康診査の結果として使用します。▽国民健康保険税の滞納者は利用制限があります。

病院名	区分	電話番号
公立昭和病院（小平市花小金井8-1-1）	人間ドック、脳ドック	042-461-0052
桜町病院（桜町1-2-20）	人間ドック	042-383-4111
武蔵野赤十字病院（武蔵野市境南町1-26-1）	人間ドック、脳ドック、簡易脳ドック	0422-32-3111
小金井太陽病院（本町1-9-17）	人間ドック	042-383-5511
武蔵小金井クリニック（本町5-19-33）	人間ドック	042-384-0080
小金井つるかめクリニック（本町6-14-28アクウェルモール3階）	人間ドック	042-386-3757
東小金井さくらクリニック（東町4-37-26）	人間ドック	042-382-3888

申請・問合先 保険年金課国保給付係（市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9833）、高齢者医療係（同2階 ☎042-387-9834）

図書館の臨時休館

図書館システム入れ替えのため、図書館全館を臨時休館します。また、それに伴い図書館ホームページの使用も停止します。

休館期間 5月7日（木）～12日（火）
ホームページ使用停止期間 5月6日（休）午後9時～13日（水）午前9時

問合先 図書館本館（☎042-388-1138）

西武鉄道多摩川線 新小金井駅のバリアフリー化工事が完成しました

昨年9月下旬からバリアフリー化工事が行われていましたが、当該工事が終了し、3月13日から施設の使用が開始されました。
工事期間中は、ご理解・ご協力いただきありがとうございます。

特別永住者

有効期間 16歳以上（外国人登録証明書が平成27年7月8日までに到来する方）Ⅱ平成27年7月8日まで

申請先 市民課市民係（☎042-387-9830）

東小金井事業創造センターの入居者を募集しています

創業予定者や事業者の育成サポート事業を展開するSOHO・インキュベーション施設である東小金井事業創造センター（通称「KOTO」）の入居者を募集しています。詳しくは応募要項をご覧ください。

利用料金 月1万8千円

利用期間 原則3年

応募要項 同センター、経済課（市役所第二庁舎4階）で配布するほか、同センターホームページ（http://ko-to.in）に掲載されています。

おわり 市報4月1日号11面に掲載の「観光写真コンクール作品募集」の記事中、応募票配布場所として記載したフォトタックの住所に誤りがありました。正しくは「本町6-13-16」です。

問合先 観光協会（☎042-316-3680）

特別永住者または永住者の方へ

入国管理法などの改正に伴い、外国人登録証明書をお持ちの方は、有効期間内に、特別永住者証明書もしくは在留カードへの切り替えが必要です。有効期間満了日直前の窓口は混雑が予想されるため、早めの申請をお願いします。

※ 16歳未満の方は、写真の提出は不要

申請先 市民課市民係

有効期間 平成27年7月8日（平成24年7月9日時点）で16歳未満の方は、平成27年7月

天然記念物 旧谷口家のオニイタヤⅡ中町4-16-5

有形文化財 吉野家住宅 天明家住宅（付2棟） 菴美の高倉

※ いずれも江戸東京たてもこの園内

都指定有形文化財 旧前川家住宅主屋Ⅱ江戸東京たてもこの園内

【解除】 天然記念物 松島家のサンシュユⅡ枯死のため

問合先 生涯学習課文化財係（☎042-387-9879）

◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

名称	とき	ところ	内容	問合先
社会教育委員の会	4月17日（金）9：30～	市役所第二庁舎8階801会議室	生涯学習推進計画について	生涯学習課生涯学習係（☎042-387-9879）
公立保育園運営協議会	4月20日（月）19：30～	市役所本庁舎3階第一会議室	公立保育園の現状確認と保護者が求める事業について	保育課保育係（☎042-387-9846）
第17回公民館運営審議会	4月23日（木）10：00～	公民館本館学習室A・B	公民館事業について	公民館本館（☎042-383-1184）
第1回土地開発公社評議員会	4月23日（木）14：00～	市役所本庁舎3階第一会議室	平成26年度土地開発公社事業報告および財務諸表について	土地開発公社事務局（☎042-387-9851）

8日と16歳の誕生日でいずれか早い日）

申請先 地方入国管理局

有効期間 16歳以上（外国人登録証明書が平成27年7月8日までに到来する方）Ⅱ平成27年7月8日まで

申請先 市民課市民係（☎042-387-9830）

東小金井事業創造センターの入居者を募集しています

創業予定者や事業者の育成サポート事業を展開するSOHO・インキュベーション施設である東小金井事業創造センター（通称「KOTO」）の入居者を募集しています。詳しくは応募要項をご覧ください。

利用料金 月1万8千円

利用期間 原則3年

応募要項 同センター、経済課（市役所第二庁舎4階）で配布するほか、同センターホームページ（http://ko-to.in）に掲載されています。

おわり 市報4月1日号11面に掲載の「観光写真コンクール作品募集」の記事中、応募票配布場所として記載したフォトタックの住所に誤りがありました。正しくは「本町6-13-16」です。

問合先 観光協会（☎042-316-3680）

医療費助成申請はお済みですか

市内に住所を有する、就学前の乳幼児のいる保護者の方(乳)、義務教育就学児のいる保護者の方(乳)、ひとり親家庭等の方(乳)に、医療費の助成制度を実施しています。これらの制度は、一定の基準(所得制限等)を満たし、手続きをした方に、医療費の一部を市が助成するものです。なお、乳は、所得制限がありません。

「つながらない」「今より収入を上げるための転職がしたい」「資格を取得し就労につなげたい」などで相談したい方は、お問い合わせください。

問合先 子育て支援課子育て支援係 ☎042-387-9833

エンジェル教室

リズム遊び、離乳食の話、同じ地域の方との交流等を通じて育児を学びます。

とき 5月14日(木)、28日(木) 午前10時~11時30分

ところ 保健センター2階

対象 4~5か月児と保護者

●を除き、申請・届け出は郵送でも受け付けます。申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。
必要書類等 印鑑、健康保険証等

申請・問合先 子育て支援課手当助成係(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9833)

ひとり親のお母さん・お父さんの就労を支援します

児童扶養手当を受給している方等を対象に、面接により希望や経験などを伺い、ハローワークと連携して就労支援を行っています。

「仕事の経験が少なく就労

児童保育所子育てひろばを拡充します

乳幼児および保護者の相互交流のため、児童保育所子育てひろばを拡充します。

とき 5月11日からの毎週月曜・火曜・金曜 午前10時30分~午後0時45分

※都合により実施しない場合があります。たけとんぼ児童保育所とまえばら児童保育所は5月25日(月)は実施しません。

第43回 子ども週間行事

みんなできええよっ! 子どもの幸せ

市では、毎年5月1日~7日を、「子ども週間」と位置づけています。

これは、次代を担う子どもたちが社会の一員として愛され、心身ともに健やかに成長することを願って、よりよい地域社会を築き上げていくこととするものです。

第43回子ども週間行事実行委員会(青少年健全育成地区委員会、子供会育成連合会)では、市内6地区でさまざまな行事を実施します。

問合先 児童青少年課児童青少年係 ☎042-387-9847

南部地区

入れる袋

わくわく子どもまつり

とき 4月25日(土) 午後1時~2時30分

ところ 貫井南児童館

持ち物 水筒、リュックサックまたは手さげ袋

北部地区

グリーンファイト!! オリエンテーリング

とき 5月17日(日) 午前10時~午後1時(雨天中止)

集合場所 都立小金井公園

持ち物 水筒、筆記用具、敷物、リュック、汗ふきタオル

中部地区

わくわく運動会

とき 4月25日(土) 午前10時~午後3時(雨天正午まで)

ところ 都立武蔵野公園くじら山下原っぱ(雨天南小学校体育館)

持ち物 弁当、水筒、敷物、汗ふきタオル、帽子、ごみ袋(雨天上履き、靴を入れる袋)

東部地区

子ども縁日

とき 4月25日(土) 午前10時30分~午後0時30分(売り切れ次第終了)

ところ 東小学校正門広場(雨天東児童館)

持ち物 はし、スプーン、品物を入れる袋(雨天靴を入れる袋)

西部地区

子ども縁日

とき 4月25日(土) 午前11時~午後1時

ところ 本町児童館・上の原公園

持ち物 はし、おわん、品物を入れる袋(雨天靴を入れる袋)

中央地区

それゆけー! みんなで運動会

とき 4月29日(祝) 午前9時30分~午後1時

ところ 第二小学校校庭(雨天同校体育館)

持ち物 弁当、水筒、はし、おわん、敷物(雨天上履き、靴を入れる袋)



本町児童館

☎042-383-1176

乳幼児のつどい 毎週月曜日は0~2歳児交流会。毎週水曜日は1歳児交流会。27日は誕生日会。14日からの毎週木曜日は0歳児交流会。14日は保育士子育て相談会。28日は誕生日会。いずれも午前10時~午後2時。交流会は正午まで。9日(土)はお父さんと遊ぼう、歌・音・身体遊び、午前10時~正午

各館共通

●未就学児対象(保護者同伴)

●小学生対象

●中学生対象

●高校生世代対象

東児童館

☎042-383-1177

常設子育てひろば 月曜~土曜 午前10時~午後4時。9日(土)はおとうさんもいっしょ。11日(月)は誕生日会、会食参加50円。13日(水)はおはなし会。18日(月)は工作または栗山公園で出張ひろば(雨天中止)。19日(火)は手遊び。21日(木)は茶房、30円。26日(火)はリサイクル。いずれも午前11時から。9日(土)は名札講習会、午前10時から、10組(多数抽選)、180円、4月20日~28日に申し込み(電話可)。25日(月)はリズム遊び、午前10時30分から

移動児童館 わんぱく号

五平餅と野外ゲーム 16日(土) 午後1時~3時、雨天中止。都立武蔵野公園くじら山。タオル、飲み物を持参、動きやすい服装で。高校生以上のボランティアを募集中、貫井南児童館へ。

おはなし会 28日(木) 午後3時30分から

専門相談事業 12日(火) 思春期相談、14日(木) 子育て相談。いずれも午前10時~午後2時(随時受付)

中高生世代あつまれ!! ぶれいす HIGAJI 田園 毎週水曜 午後6時~8時。20日はパティスリー作り、100円

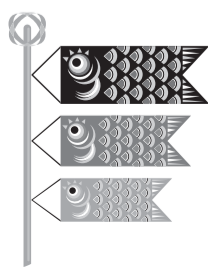
緑児童館

☎042-383-6990

乳幼児のつどい 11日~25日の毎週月曜日は1歳児交流会。18日はフェルトの名札講習会、5人(多数抽選)、4月24日までに申し込み(電話可)。13日~27日の毎週水曜日は0歳児交流会。14日~28日の毎週木曜日は2歳までのフリースペース。21日は昼食会と誕生日会、ミネストローネ、100円。いずれも午前10時30分~午後2時(講習会は午後0時30分まで)

ここにキッズ工作 18日(月) 午後3時から、お部屋でも遊べる新聞ばっくり、3~5歳児、10組(多数抽選)、4月24日までに申し込み(電話可)

おはなしのつどい 14日(木)、28日(木) 午後3時30分から、お話をロビンソンクラブ 25日(月) 午後3時30分から、ホットケーキミックスでおやつ作り、100円



ごみ減量大作戦!! ① 市長からのお願い

平成27年度が始まりました。市民の皆さんには、日ごろよりごみの減量・資源化の推進に積極的に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

さて、本年度の可燃ごみの処理（13,600t）については、多摩川衛生組合（構成市：稲城市、狛江市、府中市、国立市）から6,000t、国分寺市から3,600t、昭島市から2,000t、西多摩衛生組合（構成市：青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町）から2,000tのご支援をいただけることとなり、市内から発生する可燃ごみの全量を処理できる見込みとなりました。施設周辺にお住まいの皆様ならびに関係者の皆様にご心より感謝申し上げます。

また、可燃ごみの共同処理については、本年7月に日野市、国分寺市および本市の3市による浅川清流環境組合の設立および平成31年度中の新可燃ごみ処理施設の稼働をめざして、私たちが果たすべき役割や責任を誠実に努めてまいり所存です。

本市では、循環型社会の形成に向けて、また、各施設周辺にお住まいの皆様ならびに関係者の皆様の負担を軽減するため、新たに策定した一般廃棄物処理基本計画（平成27年度～36年度）に基づき、より一層ごみ減量に向けた施策に取り組んでまいります。引き続き、市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

なお、平成27年2月の集計結果は886t（昨年は870t）となり、平成26年度の本欄の目標である燃やすごみの排出量（家庭系）月1,000t未達を達成することができましたが、昨年よりも増加しています。市民1人1日あたりに換算すると排出量は269g（昨年は266g）でした。本年度もよろしく願いいたします。

燃やすごみ地区別1人1日当たりの排出量

地区	2月	前年同月	増減量
火・金地区	267	266	1
月・水・木・土地区	271	265	6
不燃系ごみ(市内全域)	95	94	1

1か月の燃やすごみ収集量(市内全域)

2月	前年同月	増減量
886t	870t	16t

箱乗参考

第3回小金井市日本語スピーチコンテスト

出場者募集

小金井市では、第3回自となる日本語スピーチコンテストを開催します。日本語でスピーチしてみたい方の応募をお待ちしています。

とき 7月11日(土) 午後1時～3時30分ごろ

※ 午前中にリハーサルがあります。

出場資格 市内在住・在勤・在学で母語が日本語以外の方

テーマ 自由(オリジナルで未発表のものに限ります)

スピーチ時間 1人5分以内

募集人数 10人(事前審査あり)

申込書配布 コミュニティ文化課(市役所第二庁舎4階)で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできま

す。その他▷受賞者には記念品を差し上げます。▷日にちが変更になる場合がありますので、決定した開催日と会場(市内)は、申込書に記載します。

申込 5月27日(必着)までに、申込書に必要事項を明記し、郵送、ファクス、Eメールまたは直接、コミュニティ文化課文化推進係(〒184-8504住所不要 ☎042-387-9923 FAX042-388-1323 ☒s030299@koganey-shi.jp)へ。



福祉のひろば

中等度難聴児の補聴器購入費の一部を助成します

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度の難聴児に対して、補聴器購入費用の一部を助成します。

対象 市内在住で、身体障害者手帳の交付対象とならない程度の聴力である18歳未満の児童で、かつ両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上あり、補聴器装用の効果が認められると医師から認められた方

※ 他の制度による補聴器の購入費の助成を受けている方は対象となりません。助成額 上限13万7千円(一部自己負担あり) ※ 所得制限があります。

申込 補聴器購入前に、自立生活支援課相談支援係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9841)へ。

人工喉頭(埋込型)人工鼻を日常生活用具費給付種目に追加しました

平成27年4月分申請より、人工喉頭(埋込型)人工鼻の種目を追加しました。

対象者、基準額など詳しくはお問い合わせください。

問合せ 自立生活支援課相談支援係 ☎042-387-9841

手話通訳者・要約筆記者を派遣します

聴覚障がいのある方が、各種手続、受診、行事への参加などで外出する際、手話通訳者の派遣を行っています。

※ 東京都手話通訳等派遣センターの手話通訳者・要約筆記者の派遣依頼も自立生活支援課で受け付けています。

対象 市内在住で、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障がいのある方

東京都シルバーパスを発行しています

都内在住の70歳以上の方を対象に、都営交通および都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」(有効期限9月30日)を発行しています。

申し込みに必要な書類等はお問い合わせください。

費用 平成26年度市・都民税が課税で、平成25年度の合計所得金額が15万円を超え、かつ11万5千円を超える方11万5千円

問合せ (株)東京バス協会 ☎03-533081695

費用 無料(交通費の実費負担あり)

申込 直接(2回目以降はファクスも可)、自立生活支援課相談支援係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9841 FAX042-38412524)へ。

ご相談ください 身体障害者相談員・知的障害者相談員

身体障害者相談員・知的障害者相談員は、障がいのある方や、家族の皆さんから、手帳交付、医療、就学、就職、施設入所などの各種相談に応じ、助言や指導などを行っています。お近くの相談員へ気軽に相談ください。

身体障害者相談員		
氏名	住所	電話
今明子(肢)	東町2丁目	0422-33-9444
田中麻子(肢・内部)	中町4丁目	042-385-3429
新崎多恵子(聴)	本町3丁目	042-381-6825(FAX)
橋本真貴子(視)	前原町5丁目	042-383-8230

知的障害者相談員		
氏名	住所	電話
尾島聖子	本町5丁目	042-381-0634
野崎悦子	前原町3丁目	042-381-2602
法月千鶴子	貫井北町3丁目	042-301-1779

特別水準(1.7%)は、平成25年度～27年度の3年間で段階的に解消することが盛り込まれた法律が成立したため、平成27年4月分以降の手当額については0.3%引き下げられます。

介護予防ボランティア養成講座

住み慣れた地域で健康な毎日を送るため、市では、当地体操「小金井さくら体操」の活動を広げています。

対象 市内在住・在勤で講座修了後週1回程度介護予防活動に参加できる方(要支援・要介護認定を受けている方や主治医から運動を禁止されている方は除きます)

定員 30人(申込多数の場合合議あり)

申込 5月8日までに、電話または直接、介護福祉課包括支援係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9845)へ。

シルバー人材センター手芸工芸品を販売します

布ぞうり、クロス手提げ、正座いす、ふきんなどを用意しています。

とき 4月24日、5月29日、6月26日、7月31日、8月28日、9月18日、いずれも金曜日午前10時～午後2時

問合せ シルバー人材センター ☎042-38316141

認知症家族の集い

認知症の方を介護している家族同士、悩みや不安を語り合い、専門の先生の助言をいただきながら一緒に勉強しませんか。

とき 5月16日(土) 午後1時～3時

場所 前原暫定集会施設A会議室

講師 五島ノズさん(認知症介護研究・研修東京センター)

これまで年金と連動してスライド措置が採られてきた特別児童扶養手当、特別障害者手当等のおおび児童扶養手当の手当額が変更されます

交通災害等遺児 援護一円貨 募金額118万円に

社会福祉協議会では、2月に「交通災害等遺児援護一円貨募金」強化月間を実施しました。

市民の皆さんのご協力により118万円の募金が寄せられました。ご協力いただきありがとうございました。

これらの募金は、交通事故・自然災害・火災・労働災害等で主たる扶養者を失った児童への援護金・奨学金等に、また小金井市に避難している東日本大震災の被災児童への見舞金としても活用させていただきます。

問合先 社会福祉協議会 ☎ 042-386-0294

善意の輪

市取扱分
◎1月分 (敬称略)

【特定寄付】
◆第二中学校図書充実のために

▽50万円 佐久間寛子
社会福祉協議会取扱分

◎2月分 (敬称略)

【一般寄付】
▽5万円 尾久自動車学校

▽1万2千15円 市悠友クラブ連合会

▽9千886円 東町協和会

▽3千600円 匿名

【特定寄付】
◆高齢者のために

▽20万円 佐々木昌子

▽1万円 田中敏子

健康ガイド

健康課健康係 ☎ 042-321-1240

(福祉会館5階(保健会場))

◆健康課(保健センター)
◆福祉会館5階(保健会場)

20代からの理想のカラダづくり講座

プロの運動インストラクターから理想的な体づくりのポイントを学び、参加者みんなが楽しく運動します。

とき 5月30日(土) 午後1時30分～4時30分

ところ 保健センター

対象 20～39歳で独身の方

定員 男女各15人(申込順)

申込 4月15日から、電話で健康課へ。

歯科講演会

若さをとりもどしてみませんか

顔の変化・体の変化

とき 5月20日(水) 午後1時30分～3時

ところ 福祉会館5階

講師 吉川節子さん(小金井歯科医師会会員)

定員 50人(申込順)

申込 4月15日から、電話で健康課へ。



各種事業案内

問合先 健康課

	とき	ところ	内容
乳幼児健康相談 (のびのび広場相談)	5月12日(火) 13:30~15:30	婦人会館	▷身体測定、育児および保健・栄養相談 ▷母乳相談(公民館東分館、婦人会館のみ) ▷歯科相談(公民館東分館のみ) ▷身体測定のみも可。気軽に直接会場へお越しください。
	5月13日(水) 13:30~15:30	公民館貫井南分館	
	5月20日(水) 13:30~15:30	公民館東分館	
	▷助産師=5月7日(木)、28日(木) ▷保健師=5月14日(木)、21日(木) いずれも9:30~11:30	保健センター	
歯科健康相談 (歯科医師)	5月26日(火) 13:30~14:30	〃	[担当医] 松本 ▷要予約(当日も可)
成人健康相談 (医師・保健師)	5月8日(金) 13:30~15:30	福祉会館5階	[担当医] 齋藤(循環器内科)、和田(消化器外科) ▷血圧測定、健康相談など ▷医師との相談は13:30~14:45(要予約)
	5月22日(金) 13:30~15:30	公民館東分館	[担当医] 佐藤(呼吸器内科)、石川(消化器外科)
栄養相談 (管理栄養士)	5月22日(金) 13:30~15:30	保健センター	▷食生活で気になることや食事療法、離乳食など ▷要予約 ▷別の日程を希望の方は、ご相談ください。

※ 保健師・管理栄養士・歯科衛生士による電話相談は随時受け付けます。



整形外科医師・管理栄養士の講義で知識を深め、グルーワークと運動実技で骨貯金のコツを身につけてみませんか。骨粗しょう症を予防する食事の試食もあります。

BCG接種

とき 5月14日(木)、21日(木) 午前9時30分~10時45分

ところ 保健センター

対象 1歳未満の乳児(標準的な接種年齢は、生後5か月~8か月未満)

注意事項 前日の夜から接種する腕(左腕)への塗り薬は控えてください。

問合先 健康課

健康診査名	とき	対象
3~4か月児産婦健康診査	5/14(木)	平成27年1月生まれ乳児と母親
	/21(木)	
1歳6か月児健康診査	5/12(火)	平成25年10月生まれ乳児
	/19(火)	
3歳児健康診査	5/13(水)	平成24年4月生まれ乳児
	/27(水)	

5月の乳幼児・産婦健康診査

左表のとおり実施します。対象の方には、案内状を郵送しますので、届かない方は、ご連絡ください。

問合先 健康課

平成27年度定期予防接種事業

詳しい日程・会場・申込方法等は、随時、市報に掲載します。問合先 健康課

種目	接種対象年齢	標準的な接種年齢	接種方法・回数	実施期間 集団・個別
BCG	1歳未満	5か月~8か月未満	経皮1回	月2回、集団接種
四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	初回接種 追加接種	3か月~90か月(7歳6か月)未満	20日以上おいて皮下3回	通年随時 個別接種
		初回接種終了後12~18か月	初回接種終了後6か月以上おいて皮下1回	
ジフテリア・破傷風混合	II期	11・12歳	皮下1回	通年随時 個別接種
麻しん・風しん	I期 II期	12か月~24か月未満 平成21年4月2日~22年4月1日生まれの方	皮下1回	
日本脳炎	I期 追加接種	6か月~90か月(7歳6か月)未満	6日以上おいて皮下2回	通年随時 個別接種
		4歳	初回終了後おおむね6か月以上おいて皮下1回	
小児肺炎球菌	初回接種 追加接種	2か月~5歳未満	27日以上おいて12か月未満に皮下3回	通年随時 個別接種
		12か月~15か月未満	初回終了後60日以上おいて生後12か月以降に皮下1回	
インフルエンザ		65歳以上または60~64歳で心臓、じん臓、呼吸器およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある方(身体障害者手帳1級相当)	皮下1回	10~12月 個別接種

種目	接種対象年齢	標準的な接種年齢	接種方法・回数	実施期間 集団・個別
ヒブ(hib)	初回接種 追加接種	2か月~5歳未満	27日以上おいて皮下3回	通年随時 個別接種
		初回接種終了後7~13か月	初回終了後7か月以上おいて皮下1回	
子宮頸がん	小学校6年生~高校1年生の女子	中学校1年生の女子	▷2価=1回目から1か月後、6か月後に1回ずつ計3回筋肉注射 ▷4価=1回目から2か月後、6か月後に1回ずつ計3回筋肉注射	通年随時 個別接種
水痘	初回 追加	12か月~36か月(3歳)未満	皮下1回	
		12か月~15か月	初回接種終了後6か月~12か月	初回接種終了後3か月以上おいて皮下1回
高齢者肺炎球菌		過去に接種歴がない方で、次のいずれかに該当する方 ▷60~64歳で、心臓・じん臓・呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害のある方(身体障害者手帳1級) ▷平成27年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方	筋肉または皮下1回	通年随時 個別接種

※ ▷本市は、国で示された標準的な接種年齢で実施します。法律の改正などにより、実施内容等に変更が生じる場合があります。▷子宮頸がんワクチンは、接種後の副反応について国が審議を行っており、現在積極的勧奨を差し控えています。▷実施場所は契約医療機関(BCGは保健センター)です。

第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画を策定しました

老人福祉法および介護保険法に基づき、第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（平成27～29年度）を策定しました。

策定までの経過

〈策定専門委員会での検討〉

介護保険・高齢者保健福祉に関する専門的な内容について検討を行うため、介護保険・高齢者福祉総合事業計画策定に関する専門委員会を運営協議会との合同会議を含め9回開催し、検討しました。

〈アンケート調査の実施〉

市民や事業者等の実態や意向等を踏まえた計画にすべく、平成26年2月と4月にアンケート調査を実施しました。

〈パブリックコメントと市民説明会の実施〉

計画案に対し、市民の方から幅広い意見をお聴きするため、平成26年12月15日～平成27年1月15日および平成27年1月29日～2月5日にパブリックコメントを実施しました。また、平成26年12月20日と24日に市民説明会を実施しました。

基本的な考え方

〈健康づくり・生きがいづくり〉

高齢者が生きがいを持ち、社会で充分自分の力が発揮できる健康長寿の社会づくりをめざします。

▽ 高齢者の就労・社会参加の支援

▽ 健康づくり・介護予防の推進

〈地域で暮らし続ける仕組みづくり〉

高齢者の方々が住み慣れた地域のなかで安心して暮らし続けることができるように、在宅の日常生活を包括的に支援し、高齢者にとって住みよい地域社会をめざします。

〈地域で支え合う仕組みづくり〉

高齢者が、地域で安心・安全に暮らしていくことができるよう、福祉意識の醸成や地域で互いに支え合う仕組みづくりをめざします。

▽ 地域支え合い活動の充実
▽ 高齢者の見守り支援の充実
▽ 権利擁護の充実
▽ 避難行動要支援者支援の充実

〈介護保険事業の推進〉

介護保険制度においては、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年度を見据えた介護保険事業計画の策定が求められています。それを踏まえ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保をめざし、介護保険事業の円滑な運営と推進を図ります。

問合先 介護福祉課介護保険係 ☎042-387-9922

平成27～29年度 あなたの介護保険料は…

第6期介護保険 基準額 年額62,400円（月額5,200円）

生活保護を受給している方		平成27～29年度		平成24～26年度	
世帯の誰かが市民税を納めていますか いいえ	いいえ	80万円以下	第1段階 ① 基準額×0.45 年28,000円 月2,340円	第1段階 基準額×0.45 年25,900円 月2,160円	
		80万円超 120万円以下	第2段階 ② 基準額×0.65 年40,500円 月3,380円	第2段階 基準額×0.45 年25,900円 月2,160円	
		120万円超	第3段階 ③ 基準額×0.75 年46,800円 月3,900円	特例第3段階 基準額×0.65 年37,400円 月3,120円	
	はい	80万円以下	第4段階 ④ 基準額×0.875 年54,600円 月4,550円	第3段階 基準額×0.75 年43,200円 月3,600円	
		80万円超	第5段階 ⑤ 基準額×1.0 年62,400円 月5,200円	特例第4段階 基準額×0.875 年50,400円 月4,200円	
		120万円未満	第6段階 ⑥ 基準額×1.175 年73,300円 月6,110円	第4段階 基準額×1.0 年57,600円 月4,800円	
	市民税を納めていますか はい	はい	120万円以上 190万円未満	第7段階 ⑦ 基準額×1.275 年79,500円 月6,630円	第5段階 基準額×1.125 年64,800円 月5,400円
			190万円以上 290万円未満	第8段階 ⑧ 基準額×1.45 年90,400円 月7,540円	第6段階 基準額×1.25 年72,000円 月6,000円
			290万円以上 350万円未満	第9段階 ⑨ 基準額×1.5 年93,600円 月7,800円	第7段階 基準額×1.375 年79,200円 月6,600円
			350万円以上 500万円未満	第10段階 ⑩ 基準額×1.6 年99,800円 月8,320円	第8段階 基準額×1.5 年86,400円 月7,200円
			500万円以上 750万円未満	第11段階 ⑪ 基準額×1.75 年109,200円 月9,100円	第9段階 基準額×1.75 年100,800円 月8,400円
			750万円以上 1,000万円未満	第12段階 ⑫ 基準額×2.0 年124,800円 月10,400円	第10段階 基準額×2.0 年115,200円 月9,600円
	1,000万円以上 1,500万円未満	第13段階 ⑬ 基準額×2.15 年134,100円 月11,180円	第11段階 基準額×2.15 年123,800円 月10,320円		
	1,500万円以上 2,000万円未満	第14段階 ⑭ 基準額×2.30 年143,500円 月11,960円	第12段階 基準額×2.30 年132,400円 月11,040円		
	2,000万円以上	第15段階 ⑮ 基準額×2.45 年152,800円 月12,740円	第13段階 基準額×2.45 年141,100円 月11,760円		

4月から65歳以上の方の介護保険料額が変わります

〈第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の改定〉

介護保険料は3年ごとに見直しを行います。平成27～29年度の第6期事業計画期間において必要とされる給付費を見込み、その額の22%を第1号被保険者の保険料で負担することと規定されています。要介護認定者の増加に伴い給付費は年々増加しています。保険料の上昇を少しでも抑えるため、介護給付費準備基金を活用するとともに、保険料段階の見直しを行った結果、保険料基準額は月額5,200円となりました。

所得段階別保険料額は、負担能力に応じたきめ細かい設定とするため、現行どおり15段階と細分化します。（右図）

〈低所得者の負担を軽減〉

消費税を財源とした公費を投入し低所得者の介護保険料を軽減する仕組みを設けます。生活保護受給者または世帯全員市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の段階層の保険料率を国の基準の0.5から0.45に引き下げます。

〈市民税課税層の所得段階を細分化〉

市民税の課税層は、国の基準額に基づき、第6、第7段階の境界となる所得金額を120万円に見直すとともに、第8、第9段階の境界となる所得段階を290万円に見直し、15段階に細分化して保険料率を2.45まで設定します。

なお、平成27年度納入通知書は、7月中旬に発送する予定です。

納め忘れはありませんか 平成26年度の介護保険料

65歳以上（第1号被保険者）の方の介護保険料は、年金からの天引き（特別徴収）または市から送付する納付書により納付（普通徴収）していただいています。

平成26年度の介護保険料は、5月29日（金）まで、お手元の納付書で納められます。できるだけお早めに納付してください。

納付書を紛失した場合は、再発行しますので、お申し出ください。

問合先 介護福祉課介護保険係 ☎042-387-9921

※合計所得金額…実際の収入から必要経費の相当額を差し引いた金額です。
①生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税の方または世帯全員が市民税非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が80万円以下の方
②世帯全員が市民税非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が80万円超120万円以下の方
③世帯全員が市民税非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が120万円超の方
④世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、「課税年金収入額+合計所得金額(※)」が80万円以下の方
⑤世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税の方で、第4段階以外の方
⑥～⑮本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※)が各段階の該当額の範囲内の方

転入者のみなさん 各種手当の申請はお済みですか？

子どもたちの健やかな成長を願い、また、心身に障がいのある方が少しでも安心して生活できるよう、国や都、市の制度として、児童手当、心身障害者福祉手当などの各種手当があります。

これらの手当は、市外から転入してきた場合、申請をしないと受けることができません。下表の手当の該当要件を

満たす方で、まだ申請していない方は、お早めに手続きをしてください。

なお、各種手当の所得適用期間および諸控除、必要書類等については、お問い合わせください。

対象・支給額等 下表のとおり

※ すでに受給している方は、申請の必要はありません。

申請・問合せ先

- ▷子どもの手当＝子育て支援課手当助成係
(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9839)
- ▷障がい等のある方の手当＝自立生活支援課障害福祉係(同2階 ☎042-387-9842)

平成27年4月1日現在

種類	手当を受けられる方	手当の額(月額)	必要書類等	支給方法	支給制限																					
子ども手当	児童手当 国 中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育する保護者等で、市内に住所を有する方	【所得制限限度額未満の方】 3歳未満一律 15,000円 3歳以上小学校修了前 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生一律 10,000円 【所得制限限度額以上の方】 一律 5,000円	印鑑、健康保険証、銀行口座番号ほか	表1 児童手当・児童育成手当 所得制限限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>税法上の扶養人数</th> <th>児童手当</th> <th>児童育成手当(育成手当・障害手当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>630万円</td> <td>368万4千円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>668万円</td> <td>406万4千円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>706万円</td> <td>444万4千円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>744万円</td> <td>482万4千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>以降1人増えるごとにそれぞれ38万円加算</p>	税法上の扶養人数	児童手当	児童育成手当(育成手当・障害手当)	0人	630万円	368万4千円	1人	668万円	406万4千円	2人	706万円	444万4千円	3人	744万円	482万4千円							
	税法上の扶養人数	児童手当	児童育成手当(育成手当・障害手当)																							
	0人	630万円	368万4千円																							
1人	668万円	406万4千円																								
2人	706万円	444万4千円																								
3人	744万円	482万4千円																								
児童育成手当 都・市 市内に住所があり、次のいずれかの状態にある児童(18歳に達した日の属する年度の末日以前)を扶養している方 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母に1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が、父または母の申し立てにより保護命令を受けている児童 ▷母が婚姻によらないで懐胎した児童 ▷父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ▷父母が離婚した児童 ▷父または母が重度の障がいを有する児童	13,500円	育成手当＝戸籍全部事項証明書 障害手当＝身体障害者手帳または愛の手帳	申請のあった翌月分から、6月、10月、2月に、前月までの4か月分を銀行振込により支給	平成25年中の所得が、表1の限度額以上の場合(平成27年6月分の支給から、26年中の所得になります)児童育成手当＝児童が、規則で定める施設に入所しているとき																						
障害手当 市内に住所があり、20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する方を扶養している方 ▷知的発達障がいや愛の手帳1～3度の方 ▷身体障がいや身体障害者手帳1・2級の方 ▷脳性まひまたは進行性筋萎(い)縮症の方	25,000円	銀行口座番号ほか																								
の手当	児童扶養手当 国 市内に住所があり、次のいずれかに該当する18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童(身体障害者手帳1～3級および4級の一部、愛の手帳1～3度程度の児童、あるいはこれらと同等の精神障がいを有する児童は20歳未満)を養育している父、母または養育者 ▷父母が離婚した児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母に1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が、父または母の申し立てにより保護命令を受けている児童 ▷父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ▷母が婚姻によらないで懐胎した児童 ▷父または母が重度の障がいを有する児童	全部支給 42,000円 一部支給 41,990円～9,910円(それぞれ、児童2人目5,000円加算、3人目から1人につき3,000円加算)	印鑑、戸籍全部事項証明書、銀行口座番号ほか	表2 児童扶養手当 所得制限限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養親族等の数</th> <th colspan="2">受給者本人</th> <th rowspan="2">配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者</th> </tr> <tr> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>19万円</td> <td>192万円</td> <td>236万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>57万円</td> <td>230万円</td> <td>274万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>95万円</td> <td>268万円</td> <td>312万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>133万円</td> <td>306万円</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>以降1人増えるごとにそれぞれ38万円加算</p>	扶養親族等の数	受給者本人		配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者	全部支給	一部支給	0人	19万円	192万円	236万円	1人	57万円	230万円	274万円	2人	95万円	268万円	312万円	3人	133万円	306万円	350万円
	扶養親族等の数	受給者本人				配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者																				
全部支給		一部支給																								
0人	19万円	192万円	236万円																							
1人	57万円	230万円	274万円																							
2人	95万円	268万円	312万円																							
3人	133万円	306万円	350万円																							
愛育手当 市 市内に住所があり、4月1日現在の年齢が満4歳(4歳児)、満5歳(5歳児)で、幼稚園、認可保育園等に在園していない児童の保護者	4歳児、5歳児とも 7,300円	銀行口座番号	9月、3月に、当月までの分を銀行振込により支給 なお、申請に基づき、年度内において該当する月分から支給	▷平成25年中の所得が、表2の限度額以上の場合 ▷手当額以上の公的年金を受給している場合 児童が、幼稚園、認可保育園等に在園しているとき																						
障がい等の方の手当	心身障害者福祉手当 都・市 市内に住所があり、身体障害者手帳1～6級、愛の手帳1～4度および脳性まひ、進行性筋萎(い)縮症による障がいのある方	▷身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方 15,500円 ▷上記の方が20歳未満の場合 9,500円 ▷身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度の方 6,500円 ▷身体障害者手帳5・6級の方 1,500円	印鑑、身体障害者手帳または愛の手帳、銀行口座番号ほか	申請のあった翌月分から、4月、8月、12月に、前月までの4か月分を銀行振込により支給	▷65歳以上の新規申請はできません。 ▷平成25年中の所得が、表3の限度額以上の場合 ▷手当を受けられる方が20歳未満でその保護者が児童育成手当の障害手当を受けているとき ▷施設に入所しているとき																					
	特別児童扶養手当 国 市内に住所があり、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 ▷身体障害者手帳1～3級程度の児童 ▷愛の手帳1～3度程度の児童 ▷長期間安静を要する病状または精神の障がいにより日常生活に著しい制限を受ける児童	児童1人につき 重度の場合 51,100円 中度の場合 34,030円	印鑑、戸籍全部事項証明書、住民票、指定の診断書、銀行口座番号ほか		申請のあった翌月分から、4月、8月、11月に、前月(11月は当月)までの4か月分を銀行振込により支給	▷平成25年中の所得が、表4の限度額以上の場合 ▷障がいを支給理由とする、公的年金を受給している場合 ▷児童が、施設に入所しているとき																				
	特別障害者手当 都・市 市内に住所があり、重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障がい、疾病あるいは精神障がい重複している方)	26,620円			申請のあった翌月分から、5月、8月、11月、2月に、前月までの3か月分を銀行振込により支給	▷平成25年中の所得が、表5の限度額以上の場合 ▷施設に入所しているとき ▷病院等に3か月を超えて入院しているとき																				
	障害児福祉手当 都・市 市内に住所があり、重度の障がいがあるため、日常生活において、常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の児童(おおむね身体障害者手帳1級および2級の一部、愛の手帳1度および2度の一部、あるいはこれらと同等の疾病、精神障がいの児童)	14,480円	申請のあった月分から、毎月20日ごろに、前月分を銀行振込により支給			▷本人または扶養義務者等の平成25年中の所得が、表5の限度額以上の場合 ▷施設に入所しているとき ▷障がい年金等を受給している児童																				
	福祉手当(経過措置) 都・市 市内に住所があり、20歳以上の方で、制度改正(昭和61年4月1日)前の福祉手当を受給している方	14,480円			—	▷特別障害者手当、障害基礎年金のいずれかを受給している場合 ▷平成25年中の所得が、表5の限度額以上の場合 ▷施設に入所したとき																				
重度心身障害者福祉手当 都・市 市内に住所があり、次のいずれかの障がい要件に該当する方 ▷重度の知的障がいや、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方 ▷重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している方 ▷重度の肢体不自由で、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な方	60,000円	印鑑、住民票	申請のあった月分から、7月、11月、3月に、当月までの4か月分を銀行振込により支給	▷申請時に65歳以上の場合 ▷平成25年中の所得が、表5の限度額以上の場合 ▷施設に入所しているとき ▷病院に3か月を超えて入院しているとき																						
難病者福祉手当 都・市 市内に住所があり、原因が不明で根治療法などの治療方法が未確立である、市の指定する難病で、現に治療を受けている方	7,000円	疾病の確認ができる書類、銀行口座番号	—	—																						

表3 心身障害者福祉手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(※)
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人	436万4千円
3人	474万4千円
以降1人増えるごとに38万円加算	

表4 特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	①受給者本人	②配偶者扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
以降1人増えるごとに①38万円②21万3千円加算		

表5 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当(経過措置)・重度心身障害者手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	①受給者本人	②特別障害者手当等扶養義務者	③重度心身障害者扶養義務者(※)
0人	360万4千円	628万7千円	360万4千円
1人	398万4千円	653万6千円	398万4千円
2人	436万4千円	674万9千円	436万4千円
3人	474万4千円	696万2千円	474万4千円
以降1人増えるごとに①38万円②21万3千円③38万円加算			

※ 20歳以上の方は本人の所得、20歳未満の方は扶養義務者等の所得

情報ア・ラ・カルト

このコーナーでは、市民グループなどの催し物等を紹介しします。事業の実施内容に市および教育委員会は携わっていませんので、ご不明な点は、主催者にお問い合わせください。（掲載内容についての責任は主催者側にさせていただきます）

後援事業

掲載を希望する団体は、後援申請を行った担当課に記載方法・締切日などを確認してください。

催し・講座

- 相続についての無料相談会** 4月25日（土）午前10時～午後1時／東小金井駅開設記念会館・マロンホール2階会議室／公正証書遺言の作成支援、遺産分割協議書の作成、預貯金・自動車等の名義変更について行政書士を中心とした専門家集団が相談に応じます。／当日直接会場へ。／NPO法人広域市民の暮らし支援機構・春日（☎090-4711-8507）
- 坂下まつり！春のむすび市** 4月25日（土）午前10時～午後5時（カフェ営業は午前10時30分～午後4時30分）／カフェ・マザーズキッチン（貫井南町5-16-23）／小金井市民とその周辺で活動するクリエイター、農家をむすびイベント。地元産の新鮮春野菜、それらを使ったカフェメニュー、スイーツ、パン、手しごと雑貨の販売／むすび会・渋谷（フォレスト・ママ内☎080-6545-6702）
- 第22回写団「小金井」写真展・光の貌** 4月27日（月）～5月3日（祝）午前10時～午後6時（27日は午後1時から、3日は午後5時まで）／小金井 宮地楽器ホール市民ギャラリー／光が魅せる美しさの写真展／NPO法人小金井市文化協会・写団小金井・林（☎042-383-7534）
- 詩吟神鷲流第62回吟剣詩舞大会** 4月29日（祝）午前11時開演／武蔵野芸能劇場（JR三鷹駅北口徒歩1分）／会員の詩吟詩舞のほか各流宗家の吟剣詩舞を鑑

- 賞できます。／無料／当日直接会場へ。／詩吟神鷲流・古明地（☎042-381-1439）
- 小金井自然観察会「多磨霊園・浅間山観察会」** 5月4日（祝）午前8時多磨霊園裏門（小金井門）集合～正午ごろ浅間山（府中市）解散（雨天中止）／多磨霊園では野鳥を、浅間山では野草や木々の花を観察します。／無料／当日直接集合場所へ。／小林（☎042-386-3658）
- タッチケアをやってみませんか** 5月8日（金）午後1時30分～4時／小金井宮地楽器ホール練習室3／認知症緩和ケアとしてのタッチケア実技。主催団体会員が指導します。／タッチケアに興味のある方、ボランティア希望者／15人（申込順）／1,000円（オイル代等）／バスタオル1枚、フェイスタオル2枚／4月15～30日に、ぬくいタッチケアの会・西山（☎080-3492-4090）へ。
- 小林将第11回ヴァイオリン・リサイタル** 5月16日（土）午後1時30分開演（1時開場）／小金井 宮地楽器ホール大ホール／モーツァルトのソナタK378、ベートーヴェンのクワイツェル・ソナタ、サンサーンスのワルツ形式のカプリス等／一般2,900円、小・中学生無料／4月15日～5月15日に、電話で弦楽会・小林（☎042-386-5183）へ。
- 小金井コミュニティ講座「未病のススメ-病気にならないカラダとは」** 5月16日（土）、30日（土）午後3時～5時／なかよし鍼灸接骨院（本町5-3-24）／500円（1回）／このほか、初心者

- デッサン教室、水彩画、ヴォイストレーニング、アロマ講座等。詳細はブログ（<http://ameblo.jp/k-kouza/>）で。／受講希望日の前日までに同講座事務局・佐藤（☎090-6014-3566）へ。
- 簡単ヘルシー地場野菜を使ったバランス料理** 5月21日（木）午前10時～午後1時／公民館本館／調理実習と昼食会／20人（多数抽選）／1,000円（材料費）／米0.5合、エプロン、三角きん、布きん／府中小金井地域活動栄養士会／4月22日（消印有効）までに、往復はがきに住所・氏名・電話番号を明記し、高田（〒184-0012中町2-18-20-414☎042-388-1381＝午後6時～8時）へ。

スポーツ

- ジュニアソフトボール体験練習** 4月18日からの土曜日午後1時～4時／上水公園運動施設グラウンドほか／市内在住・在学の小学生／チーム練習への体験参加あり／グローブ（貸出あり）、飲み物持参／東京都ジュニア育成地域推進事業／4月15日から、電話で市ソフトボール連盟・渡辺（☎042-315-0221）へ。

官公署

だより

- 江戸東京たてもの園こどもの日イベント** 5月4日（祝）、5日（祝）午前11時～午後4時／同園（都立小金井公園内）／下町商店街おつかいゲーム、ベーゴマ大会、ペーパークラフト等／小学生以下および都内在住・在学の中小学生以下の方は入園無料／詳細はホームページ（<http://www.tatemonoen.jp/>）で。／

- ール連盟・渡辺（☎042-315-0221）へ。
- 第48回ゲートボール初心者教室** 4月21日（火）～23日（木）午後1時～3時／上水公園運動施設グラウンド／市内在住・在勤・在学の初心者／15人（申込順）／無料／運動靴で。用具は用意します。／4月15日～21日に、電話で市ゲートボール協会・鶴沢（☎0422-31-0531）へ。
- キッズサッカーフェスティバル** 4月25日（土）午前9時～10時（雨天中止）／フットサルパライソ国分寺（国分寺市本多2-13）／講師はFCアンビション専属スタッフ／5～7歳／10人（申込順）／500円／運動のできる服装で。／4月15日～24日に、電話またはEメールでNPO法人FCアンビション（☎042-388-9254☒fc.ambicion@gmail.com）へ。
- ジュニアソフトボール大会** 5月17日（日）午前9時～午後5時／上水公園運動施設グラウンド／市内在住・在学の小学生／グローブ（貸出あり）、飲み物持参／東京都ジュニア育成地域推進事業／4月15日～5月17日に、電話で市ソフトボール連盟・渡辺（☎042-315-0221）へ。

同園（☎042-388-3300）

- 春です！事業所や集合住宅で消防訓練をしましょう** 火災の際は、慌ててしまい消火器が使えない、119番通報ができないということも多くあります。消防職員が指導に伺いますので、いざという時のために、力を合わせて自衛消防訓練をし、被害を最小限におさえましょう。／小金井消防署自衛消防担当（☎042-384-0119）

5月の相談日

お気軽にご相談ください

相談名	とき	ところ・問合せ先	相談名	とき	ところ・問合せ先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係 (市役所第二庁舎1階☎042-387-9818)	高齢者介護相談	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター (桜町1-9-5 ☎042-388-2440)
外国人相談 (English)	5月19日 May19 午前10時～正午 10:00am-12:00am	▷ところ=市民相談室	高齢者向け住宅改修相談	火曜日=小金井ひがし地域包括支援センター 第2木曜日=小金井みなみ地域包括支援センター 第4木曜日=小金井きた地域包括支援センター いずれも午後1時30分～4時30分 ※ 電話で各地域包括支援センターへ予約してください。	▷小金井みなみ地域包括支援センター (前原町5-3-24 ☎042-388-8400)
法律相談	5月7・12・14・19・21・26・28日	▷予約が必要です。 ▷法律相談、交通事故相談、外国人相談は、4月16日から、直接または電話で受け付け。法律相談は各日とも6人			▷小金井ひがし地域包括支援センター (中町2-15-25 ☎042-386-6514)
税務相談	5月13・27日	▷その他の相談は、相談日の当日午前9時～正午に、直接または電話で受け付け ▷広報秘書課広聴係 (☎042-387-9818)へ予約してください。			▷小金井にし地域包括支援センター (貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373)
人身の上相談	5月18日				まちづくり推進課住宅係 (市役所第二庁舎5階☎042-387-9861)へ1週間前までに予約してください。
行政相談	5月21日				
相続等暮らしの書類作成相談	5月20日		シルバー人材センター入会相談	第1・2木曜日 午前10時～正午 (午前10時までに来所の方)	シルバー人材センター (貫井北町1-8-21 ☎042-383-6141)
交通事故相談	5月12日		福祉機器相談	月曜～金曜日 (第1・3火曜日を除く) 午前9時～午後4時	ふれ愛センター (福祉会館1階☎042-387-1234)
女性総合相談 (夫婦・家族・人間関係)	5月8・15・22・29日 午後1時30分～4時30分 ※ 保育あり (1歳以上の未就学児。1か月前までに要事前申込)	▷ところ=市民相談室 ▷企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9853)へ予約してください。	福祉サービス苦情・相談	水曜日午後1時～5時	福祉オンブズマン事務局 (福祉会館2階☎FAX=042-383-1225)へ予約してください。
母子(ひとり親)・女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課 (市役所第二庁舎3階☎042-387-9836)	ひきこもり相談	第2土曜日 午前10時～午後1時	▷ボランティア・市民活動センター (福祉会館2階相談室☎042-387-0011) ▷予約制 (1日2組まで)
教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分	教育相談所 (本町6-5-3シャトー小金井別館3階☎042-384-2508)			
消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)	経済課 (市役所第二庁舎4階☎042-384-4999)			
労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時	労働相談情報センター国分寺事務所 (国分寺市南町3-22-10 ☎042-321-6110)			

第32回 貫井南センターまつり

5月9日(土)・10日(日)

サークル等の活動発表など多彩な催しを用意しています。

とき・内容 右表のとおり

【特別イベント 琉球三線とおどり】

とき 5月9日(土) 午後1時から
出演 川崎仙子さん(琉球古典音楽安富祖流絃声会会員)ほか

定員 50人(申込順)

申込 4月16日から、電話または直接、公民館貫井南分館(☎042-383-1168)へ。

とき	内容
5月9日(土)	10:00~11:00 オープニング(東京学芸大学クラシックギタークラブの演奏)
10:00~17:00	作品展示(書道、絵画、絵手紙、写真ほか)
10:00~	江戸野菜等の販売、模擬店
11:00~、12:00~、14:00~	お茶席(ぬくい会茶道部。300円)
14:30~15:30	エコアート「新聞ちぎり絵をやってみよう」
15:30~18:00	各ダンスサークルの発表会、参加自由のダンス・パーティー
10日(日)	10:00~15:00 作品展示(9日と同内容) 発表会(民謡、新舞踊、合唱、カラオケ、童謡、オカリナ、フラダンス、ギター弾き語りほか)
10:00~	江戸野菜等の販売、模擬店

※ このほか、クッキーやコーヒー等の販売もあります。

5月のスポーツ個人利用開放校

市民スポーツの振興と体力づくりを目的に、市立の学校施設(体育館ほか)を広く市民の皆さんに開放しています。種目は、下表のとおりです。

その他 ▽初めてのの方は、指導員にお尋ねください。▽車の来場は、遠慮ください。
問合せ 生涯学習課スポーツ振興係(☎042-386-1246)

種目	ところ	曜日	時間	実施日
卓球	緑小	日	午後1時~4時	10・17・24・31日
剣道	前原小	水	午後6時~9時	6・13・20・27日
バドミントン	本町小	日	正午~午後3時	10・17・24・31日
柔道	一中	金	午後7時~9時	1・8・15・22・29日

種目	とき(受付開始)	ところ	定員	申込期限	申込
開会式	6/6(土) 10:00	総合体育館大体育室	—	当日直接会場へ。	
軟式野球大会	5/9(土) 8:00	上水公園運動施設グラウンド	—	4/26	ときわスポーツ(☎042-381-2560)
テニス大会	10(日) 8:45	市テニスコート場	—	4/23(必着)	往復はがきに住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、体育協会へ。
ソフトテニス・ミックス大会	17(日) 8:45	市テニスコート場	—	5/1	磯部(FAX042-385-2834)
水泳のつどい	31(日) 9:10	総合体育館プール	—	当日9:10~10:00に直接会場へ。	
ラジオ体操大会	6/6(土) 9:30	総合体育館大体育室	—	当日10:00までに直接会場へ。	
バドミントン大会	6(土) 12:00	総合体育館大体育室	—	5/20(必着)	郵送または直接、体育協会へ。(※)
弓道大会	7(日) 12:30	小金井神社弓道場	40人	当日13:00までに直接会場へ。	
グラウンドゴルフ大会	9(火) 8:00	上水公園運動施設グラウンド	50人	4/15~5/23	村杉(☎042-301-7866)
ゴルフ大会	10(水) 7:30	立川国際カントリークラブ	40人	4/30(必着)	往復はがきに住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、八十島哲夫(本町6-14-28-1606☎090-2556-1873)へ。
居合道大会	13(土) 9:30	総合体育館剣道場	—	5/10~23	田苗(☎042-365-0062)
ソフトボール大会	14(日) 8:30	上水公園運動施設グラウンド	—	6/5	中川(☎090-6110-8948)
卓球大会	14(日) 9:00	総合体育館大体育室	—	5/31	佐久間(☎042-382-8355)
ウォーキング大会	14(日)	詳細は、市報6月1日号に掲載します。			
ゲートボール大会	24(水) 8:30	上水公園運動施設グラウンド	100人	6/6~12	鶴沢(☎0422-31-0531)

※ バドミントン大会の申込用紙は、総合体育館で配布しています。

とき・種目等 左表のとおり
対象 市内在住・在勤で大会当日40歳以上の方(軟式野球は50歳以上)
表彰 3位までの方に賞状
参加費 無料(ゴルフ大会のプレー費は別途)
その他 ▽既往症のある方は、事前に各自で健康診断を

受け付けてください。▽定員のある大会は申込順です。▽詳細は、総合体育館で配布している要項でご確認ください。

主管 体育協会加盟団体
問合せ 体育協会(〒184-0001 関野町1-13-1 総合体育館内 ☎042-384-4000)

第25回 シニアスポーツフェスティバル

5月の行事	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
親子ふれあい体験教室(10日=美し森ハイキング。弁当代別途)、天体教室=16日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日
8月分の予約 5月1日から受け付けます。申し込みは、☎0120-484-647(申込専用) FAX0551-48-4646 http://koganei-kiyosato.com/ 問合せ先 清里山荘(☎0551-48-4649)	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日	休館日

清里山荘 空室状況(4月7日現在)
5月 一般棟 団体棟

小児救急(365日24時間)
▽武蔵野赤十字病院
武蔵野市境南町1-26-11
☎042-2132-1311

24時間テレホンサービス
▽東京消防庁救急相談センター
☎7119
▽東京都保健医療情報センター
☎03-5272-0303
聴覚障害者向け専用FAX ☎03-5285-1808

東京都・母と子の健康相談室
受付時間 ▽平日 午後5時~10時
▽休日(土曜・日曜・祝日) 午前9時~午後5時
☎80000
の固定電話、携帯電話
☎03-5285-1889

休日診療

受付時間：午前9時~正午、午後1時~5時
●印は病医院所在地
○印は診療科目
※ 電話で確認のうえ、受診してください。

この休日診療は、小金井市医師会、小金井歯科医師会、薬剤師会の協力で行っています。

《準夜》診療は、午後6時から

休日歯科診療 診療時間：午前9時~正午、午後1時~5時

薬局 午前9時~正午、午後1時~5時
薬を処方された場合は、各医療機関受付にお問い合わせください。

4月19日(日) 待山医院 緑町2-17-10 ☎042-384-5421	共立診療所 前原上交差点 本町6-9-38-3F ☎042-383-5111	中野ウイメンズクリニック 北大通り 緑町1-4-33 ☎042-384-3332	岡村皮膚科医院 北大通り 梶野町2-7-2 ☎0422-37-1112	桜町病院 五日市街道 桜町1-2-20 ☎042-383-4111	岡崎科医院 武蔵小金井駅 前原上交差点 前原町3-36-16 ☎042-384-0222	ココカラファイン薬局小金井店 本町1-8-14 ☎042-386-2580
4月26日(日) 久滋医院 梶野町4-5-7 ☎042-383-2078	くろだ内科医院 梶野町4-11-13 ☎0422-53-5666	清水医院 北大通り 本町4-19-16 ☎042-384-1212	梅沢眼科医院 前原上交差点 本町1-9-3 ☎042-381-1346	かわべ内科クリニック 五日市街道 緑町2-2-1 ☎042-401-1860	千野歯科医院 東町4-8-17 ☎042-381-3700	アトム薬局 緑町1-6-54うさぎビル1F ☎042-388-5400 おおいし薬局 梶野町4-20-4 ☎0422-55-8998 キタムラ薬局 本町1-8-12 ☎042-384-8292
4月29日(水・祝) 山崎内科医院 緑町5-12-17 ☎042-381-1462	さいしゅう医院 東町4-21-10 ☎042-380-5510	田中整形外科 東町4-16-21 ☎042-388-4976	クリニック西のくぼ 前原町5-12-1 ☎042-384-3777	東小金井クリニック 五日市街道 梶野町2-1-2 ☎0422-56-8630	平田歯科医院 東町4-5-13 ☎042-384-6619	サトウ薬局 緑町5-18-20 ☎042-381-3499 根本薬局 東町4-20-1 ☎042-384-2146 みなみ調剤薬局 貫井南町5-20-15 ☎042-381-7405